

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の改定について

特定個人情報保護評価とは、個人番号を含む個人情報ファイル（以下、「特定個人情報ファイル」といいます。）を保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

本広域連合では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」に基づき、後期高齢者医療制度関係事務において、特定個人情報ファイルを取り扱っており、特定個人情報保護評価を実施、公表しております。

今般、本広域連合が保有する特定個人情報ファイル等を管理しているサーバーの運用形態が変更されることから、特定個人情報保護評価書を見直しました。

以上のことから、新たに必要となるリスク対策等を記載した「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」を作成しましたので、その内容について広く意見を募集します。

2 評価書の主な改定について

I. 基本情報【P 3～P 20】

■後期高齢者医療制度事務の内容、特定個人情報を取り扱う理由等を記載したもの

II. 特定個人情報ファイルの概要【P 21～P 36】

■対象となる人数、記録される項目、特定個人情報の入手方法や取り扱いの委託等を記載したもの

III. 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策【P 37～P 51】

■特定個人情報の入手や使用、委託、他機関への提供、保管及び消去等におけるリスク対策等を記載したもの

IV. その他のリスク対策【P 52】

■監査や従業者に対する教育・啓発等について記載したもの

V. 開示請求、問合せ【P 53】

■特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先や請求方法等について記載したもの

VI. 評価実施手続【P 54】

■評価実施の実施方法や結果報告等について記載したもの

3 今後のスケジュールについて

令和5年3月9日開催予定の「情報公開・個人情報保護審査会」で第三者点検を受け調整後、評価書を確定する。

確定後、個人情報保護委員会へ提出するとともに、速やかに公表する。

令和4年度			
1月30日～2月28日	3月9日	3月下旬	
意見徴収	第三者点検	確定	公表
パブリックコメントの実施	個人情報保護審査会	意見の反映・評価書の確定	・公表（HP） ・個人情報保護委員会へ提出